

○姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和４年１２月２１日

条例第４２号

（趣旨）

第１条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条 この条例は、市の機関（市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）及び財産区に適用する。

（用語）

第３条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前届出）

第４条 市の機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該市の機関は、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（１）法第７４条第１項各号に掲げる事項

（２）その他規則で定める事項

２ 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（１）法第７４条第２項第１号から第８号まで及び第１０号に掲げる個人情報ファイル

（２）法第７５条第２項第２号及び第３号に掲げる個人情報ファイル

３ 市の機関は、第１項に規定する事項を届け出た個人情報ファイルについて、当該市の機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

（開示請求に係る手数料）

第５条 法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

２ 法第８７条第１項の規定により、写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求をすべき市の機関等）

第６条 市の機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正

請求若しくは利用停止請求に係る不作為（以下この条において「処分又は不作為」という。）に係る審査請求については、当該処分又は不作為に係る処分庁等（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４条第１号に規定する処分庁等をいう。）に対してするものとする。

- ２ 法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問は、法第１０６条第２項において読み替えて適用する行政不服審査法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（意見聴取に係る審査会への諮問）

第７条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、姫路市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年姫路市条例第４３号）第２条に規定する姫路市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（１）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（２）前号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（市長の調整）

第８条 市長は、他の市の機関に対して、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

（委任）

第９条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（旧条例の廃止）

第２条 姫路市個人情報保護条例（平成１７年姫路市条例第７８号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第３条 次に掲げる者に係る旧条例第３条第２項、第１３条第３項又は第５５条第２項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第３号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において旧実施機関の指定管理者の業務に従事していた者
- 2 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条、第26条又は第33条の規定による請求（次項において「請求等」という。）がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第20条第1項に規定する開示決定等、第30条第1項に規定する訂正決定等、第37条第1項に規定する利用停止決定等又は請求等に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- 4 前条の規定の施行の際現に旧条例第42条第1項に規定する姫路市個人情報保護審議会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員である者又は前条の規定の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第42条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
 - (3) 第1項第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不

正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

７ 前２項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

８ 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第４条 〔略〕

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和６条例４８）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第１６条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第１７条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和６年１０月８日条例第４８号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。
